

## 「津山市立地適正化計画(案)」への意見募集と市民説明会

〒708-8501津山市山北520都市計画課（市役所5階）☎32-2096、FAX 32-2155、  
✉tokei@city.tsuyama.lg.jp

市では、人口減少が見込まれる将来においても、生活に必要な都市基盤や医療・福祉・商業などのサービスの機能を維持・向上できるように、まとまりのあるまちづくりを目指す「津山市立地適正化計画」を策定するため、意見募集（パブリックコメント）と市民説明会を行います。

### ■意見募集（パブリックコメント）

**募集期間** 3月20日(水)～4月17日(水)

**計画(案)の閲覧場所** 都市計画課または市ホームページ

**応募資格** 次のいずれかに当てはまる人

- ①市内に在住・通勤・通学する人、②市内に事務所などを有する個人・法人・団体、③利害関係がある人

**応募方法** 任意の様式に住所、氏名（または団体名）、電話番号を記入し、郵送、ファクス、Eメールまたは直接提出する

※提出された意見の概要とこれに対する市の考え方を市ホームページで公表します。住所や氏名が明記されていないものや、電話や口頭での意見は受け付けできません

### 市民説明会

**とき** 3月20日(水)午後7時～9時

**ところ** 市役所本庁舎2階大会議室

**申し込み** 不要

## 産前産後期間の国民年金保険料 4月から免除制度開始

☎国民年金課国民年金係（市役所1階7番窓口）  
☎32-2072、各支所・出張所担当課

国民年金第1号被保険者が出産した場合、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。出産予定日の6カ月前から届け出が可能です。受け付けは、4月1日(月)から開始します。

**免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産のこと（死産、流産、早産を含む）

**産前産後期間の取り扱い** 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映

**対象** 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人（保険料の免除は4月分から）

**申請に必要な物** ①個人番号（マイナンバー）が確認できる書類または年金手帳、②顔写真付きの身分証明書、③印鑑、④出産前に申請する場合＝親子（母子）健康手帳など、出産後に申請する場合＝出産日は市で確認できるため原則不要（ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日と親子関係が分かる書類）

※申請方法など、詳しくはお問い合わせください

## 公共下水道事業計画の変更原案の縦覧

☎縦覧＝下水道課工務係（市役所6階）  
☎32-2101、合併処理浄化槽設置補助金＝下水道課維持普及係（市役所6階）☎32-2100

津山市公共下水道事業計画・特定環境保全公共下水道事業計画の変更原案の縦覧を行います。

**縦覧期間** 2月25日(月)～3月8日(金)午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日を除く）

**縦覧場所** 下水道課

**変更内容** 事業計画区域の拡大（東一宮、大田、河辺、津山口、一方、二宮、院庄の各地区の一部を追加）



### 合併処理浄化槽を設置する人へ

公共下水道の事業計画区域に指定されると、合併処理浄化槽を設置する際の補助金の交付が受けられなくなります。

詳しくは、下水道課維持普及係までお問い合わせください。

## 医療費

## ご存じですか？ 高額医療・高額介護合算制度

☎国民健康保険＝保険年金課（市役所1階9番窓口）☎32-2071、後期高齢者医療保険＝保険年金課（市役所1階8番窓口）☎32-2073、介護保険＝高齢介護課（市役所1階11番窓口）☎32-2070

高額医療・高額介護合算制度とは、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が負担限度額を超えた場合に、超えた金額が支給される制度です。

**対象** 同一世帯で同じ医療保険に加入している人

**対象期間** 平成29年8月1日～平成30年7月31日

**申請先** 加入している医療保険（平成30年7月31日現在のもの）

### 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者

該当する人には保険年金課または岡山県後期高齢者医療広域連合から、申請の案内を送付します。

**送付時期** 3月中

**申請先** 保険年金課または各支所・出張所担当課

### その他の医療保険の加入者

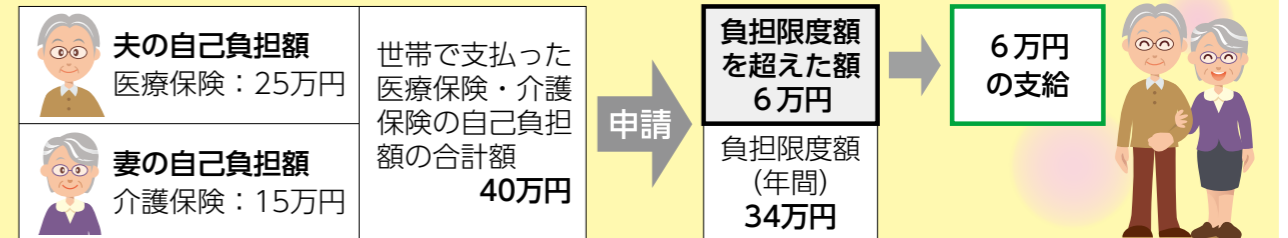
該当する人は加入中の医療保険に申請が必要です。申請方法など、詳しくは加入している医療保険の窓口へお問い合わせください。

※申請には介護保険の自己負担額証明書が必要です。高齢介護課または各支所・出張所担当課にご相談ください

※対象期間中に加入する医療保険が変わった世帯員がいる場合は、変更前の医療保険での自己負担額証明書が必要です

※自己負担限度額は、市民税の課税状況などによって異なります

例 69歳の夫婦2人暮らしで、市民税非課税世帯（負担限度額34万円）の場合



## 国保

## 津山市国民健康保険(国保)の加入・脱退の届け出

☎国民年金課（市役所1階9番窓口）☎32-2071、各支所・出張所担当課

退職や扶養から外れるなど職場の健康保険を脱退した時や、他市町村の国民健康保険に加入中で津山市に転入した時には、国保に加入の届け出が必要です。

また、国保に加入している人が、就職や扶養認定などで新しく他の健康保険に加入した時は、国保の脱退の届け出が必要です。

### ■届け出に必要なもの

**加入の場合** 健康保険資格喪失証明書や離職票など、健康保険の資格喪失日が分かるもの

**脱退の場合** 新しくできた健康保険証（家族全員分）、国民健康保険証



- ①運転免許証などの顔写真付きの身分証明書
- ②世帯主の印鑑（スタンプ印不可）

※職場の健康保険へ加入手続き中に、国保の保険証を使って受診すると、医療費の返還を求められます。また、国保の加入が遅れると、さかのぼって保険料を納めることになったり、医療費をいったん全額負担することになります。家族でも手続き可能ですので、早めに手続きしてください